

空き家・空き地は適正に管理しましょう

火災が発生しやすい時期を迎えています。放火や自然発火などによる空き家などの火災は、発見が遅れることが多く、隣家を巻き込むなど大火災になる可能性が高くなります。

燃えやすいもの(枯草やごみなど)の散乱や管理されていない家屋が放火の標的になりやすいといわれています。火災を未然に防ぐためにも次のことに注意してください。

空き家の管理

- むやみに人が入れないように施錠しましょう
- 燃えやすいものを周囲に置かない(放置しない)ようにしましょう
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は片づけましょう

空き地の管理

- 枯れ草は刈り取り、処分しましょう
- 木くず、紙くずなどの燃えやすいものは置かないようにしましょう
- むやみに入れないようにフェンスなどで周囲を囲みましょう

また、屋外の蛇口の配管が凍結し破裂する恐れがあります。水道管の破裂に気付かず水漏れの被害を防ぐため元栓(バルブ)を閉め蛇口を開けて水を抜いてください。

空き家や空き地をお持ちの方は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しましょう。
▶ 問い合わせ 建築開発課建築指導担当(内線5616)



都市再生整備計画事業事後評価シート(原案)の意見を募集します

市では、平成27年度から「秩父鉄道行田市駅周辺地区都市再生整備計画」に基づき、国の交付金を受けて事業を実施しました。昨年度で5カ年の計画期間が終了したことから、実施事業の検証および今後のまちづくり方策について策定する、事後評価を実施しています。

このたび、次のとおり事後評価の原案を公表し、事後評価の参考にするため、市民の皆さんの意見を募集します。

▶ 公表場所 市ホームページ、市政情報コーナー、都市計画課

▶ 意見募集期間

12月1日(火)～令和3年1月4日(月)(必着)

▶ 提出可能な方

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内に事務所または事業所を有する方
- ③ 市内の事務所または事業所に勤務する方
- ④ 市内の学校に在学する方
- ⑤ 本市に対して納税義務を有する方
- ⑥ 都市再生整備計画に利害関係を有する方

▶ 意見提出方法 住所、氏名、電話番号(法人や団体の場合は、事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市整備部都市計画課計画担当

【FAX】553-4544

【Eメール】toshi@city.gyoda.lg.jp

▶ その他

- 「提出可能な方」のうち①～⑥のいずれかに該当することを示す事項または番号を記載してください。
- 匿名での意見は受け付けません。ただし、住所、氏名などは公表しません。
- 住所、氏名などの個人情報、意見の提出にかかる責任の所在の明確化を図るとともに、提出された内容確認などに使用し、本業務の目的以外には使用しません。
- 頂いた意見に対する個別の回答は行いません。検討後、意見の内容およびこれに対する市の考え方と検討結果を公表します。

▶ 問い合わせ 同課計画担当 ☎550-1550

空き家等バンクに登録しませんか

市では、空き家・空き地を売りたい・貸したい方から提供を受けた物件の情報を登録し、市ホームページで広くお知らせし、「売りたい(貸したい)方」と「買いたい(借りたい)方」双方の橋渡しを行っています。なお、物件の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結している「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」に属する業者が行うので安心です。

ポイント1

住宅に限らず全ての建築物と空き地が対象(ただし農地を除く)

ポイント2

現在使用している物件でも近く使用されなくなる予定の物件も受付可

ポイント3

状態が悪くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます

空き家・空き地を売りたい・貸したい方

活用相談、登録申請ができる方は、空き家などに係る所有権その他の権利により空き家などの売却、賃貸などを行うことができる方です(宅地建物取引業者を除く)。

▶ 申請方法 申請前に相談を受ける必要があります。活用相談申請書および活用相談カードに必要事項を記入し、直接または郵送により建築開発課へ提出してください。

※提出書類は同課で配布の他、市ホームページからも入手できます。

▶ 活用相談および登録ができる空き家など

【空き家】市内に所在する建築物その他の工作物および敷地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの

【空き地】市内に所在する土地であり、現に使用されていないものや近く使用されなくなる予定があるもの(市街化調整区域内の農地を除く)

利用希望者

▶ 申請方法 利用申請書に必要事項を記入し、利用する方の本人確認書類の写しを添付して、直接または郵送により同課に提出してください。

※提出書類は同課で配布している他、市ホームページからも入手できます。

注意事項

- ① 物件に関する交渉および売買、賃借などに関する契約は媒介業者が行うものとし、市は関与しません。
- ② 交渉や契約などに関する一切の疑義、紛争などは当事者間で解決してください。
- ③ 契約成立時に仲介手数料が発生します。

▶ 問い合わせ 同課建築指導担当(内線5616)



▼ 問い合わせ 建築開発課建築指導担当 (内線5616)

本講座は、司法書士・行政書士が相続や認知症への備えや住宅を相続する際のことなど、相続の視点で空き家対策の必要性を分かりやすく説明します。講師派遣にかかる費用は無料です。自治会やいきいきサロンなど、団体でお申し込みください。

相続おしかけ講座を利用しませんか